

鳥取県西部広域行政管理組合議会規則第1号

鳥取県西部広域行政管理組合議会會議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月10日

鳥取県西部広域行政管理組合議会

議長 岡田啓介



## 鳥取県西部広域行政管理組合議会規則の一部を改正する規則

鳥取県西部広域行政管理組合議会規則（昭和47年鳥取県西部広域行政管理組合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
目次			目次		
第1章～第11章 「省略」			第1章～第11章 「省略」		
第12章 辞職及び資格の決定（第139条～第140条の4）			第12章 辞職（第139条・第140条）		
第13章～第17章 「省略」			第13章～第17章 「省略」		
第18章 雜則（第163条～第165条）			第18章 雜則（第163条）		
附則			附則		
(会期中の閉会)			(会期中の閉会)		
第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも、議会の議決で閉会することができる。			第6条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。		
(会議時間)			(会議時間)		
第8条 「省略」			第8条 「省略」		
2 議長は、必要があると認めるとときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができます。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に議論を用いて決める。			2 議長は、必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができます。ただし、異議があるときは、討論を用いないで会議に議論を用いて決める。		
3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。			3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるとときは、会議時間を変更することができる。		
4 「省略」			4 「省略」		
(休会)			(休会)		
第9条 「省略」			第9条 「省略」		
2・3 「省略」			2・3 「省略」		
4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法（以下「準用地方自治法」という。）第114条第1項の規定			4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法（以下「準用地方自治法」という。）第114条第1項の規定		

による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日であつても、會議を開かなければならぬ。

(出席催告)

第12条 準用地方自治法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行う。

(議案の提出)

第13条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、準用地方自治法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 [省略]

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、準用地方自治法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ、議題とすることはできない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、準用地方自治法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件の撤回又は訂正及び会議の議題となつた動議の撤回については、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。

たときは、議長は、休会の日であつても会議を開かなければならぬい。

(出席催告)

第12条 法第113条ただし書に規定する出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行う。

(議案の提出)

第13条 議員が、議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 [省略]

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ、議題とすることはできない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件の撤回又は訂正及び会議の議題となつた動議の撤回については、議会の承認を要する。[ただし書新設]

- 2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めるとするときは、提出者から請求しなければならない。
- 3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めるとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(投票)

第28条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(開票及び投票の効力)

第30条 [省略]

2・3 [省略]

4 [新設]

投票の効力に係る準用地方自治法第118条第6項の規定による通知に關し必要な事項は、議長が定める。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [省略]

2 前項の期限内に審査又は調査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 [省略]

2 委員会は、当該委員会における審査中又は調査中の事件について、特に必要があると認めると認めたときは、中間報告をすることができる。

(動議の撤回)

第76条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、委員長の許可を得なければならない。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 [省略]

2 前項の期限内に審査を終わらなかつたときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、会議において審議することができます。

(動議の撤回)

第76条 提出者が会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。[ただし書新設]

(証人出頭又は記録提出の要求)

第79条 委員会は、準用地方自治法第100条第1項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第80条 [省略]

2 前項の規定は、議会運営委員会が準用地方自治法第109条第3項の規定により調査をしようとする場合について準用する。

(答弁書の配布)

第100条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもつて配布に代えことができる。

(投票による表決)

第107条 [省略]

[削除]

第108条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票にあっては、委員の氏名を併記しなければならない。

2 [省略]

(投票による表決)

第117条 [省略]

[削除]

第108条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は「賛成」と、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票にあっては、委員の氏名を併記しなければならない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第79条 委員会は、法第100条第1項の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めるうとすることは、議長に申し出なければならない。

(所管事務の調査)

第80条 [省略]

2 前項の規定は、議会運営委員会が法第109条第3項の規定により調査をしようとする場合について準用する。

(答弁書の朗読)

第100条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し直ちに答弁し難い場合において、答弁書を提出したときは、委員長は、答弁書を提出したときは、委員長は、職員にこれを朗読させる。〔ただし書新設〕

(投票による表決)

第107条 [省略]

(記名投票又は無記名投票による表決)

第108条 投票による表決を行いう場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票にあっては、委員の氏名を併記しなければならない。

2 [省略]

(投票による表決)

第117条 [省略]

(記名投票又は無記名投票による表決)

第118条 投票による表決を行いう場合には、問題を可とする者は賛成

成」と、否とする者は「反対」と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票にあっては、議員の氏名を併記しなければならない。

2 「省略」

(選舉規定の準用)

第119条 第26条から第29条まで、第30条第1項から第3項まで、第31条第1項、第32条及び第33条の規定は、前2条の規定により投票を行う場合について準用する。

(請願書の記載事項等)

第123条 「省略」

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 「省略」

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前ににおいては、議長の許可を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第124条 「省略」

(請願の委員会付託)

第125条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができます。

と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。この場合において、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

2 「省略」

(選舉規定の準用)

第119条 第26条から第33条までの規定は、前2条の規定により投票を行う場合について準用する。

(請願書の記載事項)

第123条 「省略」

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 「省略」

5 請願者が請願書(会議の議題となつたものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては、議会の許可を得なければならない。ただし、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表)

第124条 「省略」

(請願の委員会付託)

第125条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会及び議会運営委員会に付託する必要がないと認めるとときは、こ

<p><u>2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができます。</u></p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるとときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決で、特別委員会に付託することができる。</u></p>	<p>3 [省略]</p> <p>(請願の審査報告)</p> <p>第127条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p><u>2 委員会は、必要があると認めるとときは、付託された請願に係る審査の結果に、意見を付けることができる。</u></p> <p>3 委員会は、採択とすべきもとのと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、第1項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。</p>	<p>(請願の審査報告)</p> <p>第127条 委員会は、付託された請願に係る審査の結果を、次に掲げる区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p><u>2 委員会は、採択とすべきもとのと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適當と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適當と認めるものについては、前項の規定による報告にその旨を付記しなければならない。</u></p> <p>(公聴会の開催の手続)</p> <p>第132条 法第115条の2第1項の公聴会（以下「公聴会」という。）を開く旨の議決があつたときは、議長は、公聴会を開く日時及び場所並びに公聴会において意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</p>	<p>(参考人)</p> <p>第138条 準用地方自治法第115条の2第2項の参考人（以下「参考人」という。）を開く旨の議決があつたときは、当該参考人に對し、その出頭を求める旨の議決があつたときは、当該参考人に対し、その出頭を求める日時及び場所並びにその意見を聴こうとする案件その他の必要な事項を通知する。</p> <p>2 [省略]</p>	<p>第12章 辞職及び資格の決定</p>
--	--	---	--	-----------------------

(資格決定の要求)

第140条の2 準用地方自治法第127条第1項の規定により議員の被選挙権の有無又は準用地方自治法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めるとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第140条の3 前条の要求については、議会は、第37条第3項の規定にかかるらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第140条の4 前条の規定による決定に係る本人への通知に關し必要な事項は、議長が定める。

第13章 規律

(携帯品)

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席のために必要と認められる物であつて議長又は委員長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第148条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(代理弁明)

第151条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の

[新設]

[新設]

[新設]

第13章 規律

(携帯品)

第142条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第148条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

[新設]

同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。

(会議録の記載事項)

第156条 会議録に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。

[1]～[5] 「省略」

2 「省略」

(会議録署名議員)

第157条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の配布)

第158条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録の記載事項)

第156条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次に掲げるところとする。

[1]～[5] 「省略」

2 「省略」

(会議録署名議員)

第157条 会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、2人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の配布)

第158条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）する。

(全員協議会の設置)

第161条 準用地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2・3 「省略」

[削除]

(議員の派遣)

第162条 準用地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするとときは、議会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 「省略」

第162条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするとときは、議会の議決で、これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができます。

2 「省略」

(電子情報処理組織による通知等)

- 第163条 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行わられる通知のうち、この規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができることが記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（出入力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうち、この規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受けける者が、当該電子情報処理組織を使用する方法により受けれる旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。
- 4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第19条、第65条、第100条、第124条第1項、第125条第1項及び第158条の規定による議員に対する通知にあつては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等

[新設]

- が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたもののが閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとることもに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時（いざれか早い時）に、当該者に到達したものとみなす。
- 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち、当該通知に関するこの規則の規定において署名若しくは連署又は記名押印（以下この項において「署名等」という。）をすることが規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものでもつて代えることができる。
- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行わた通知」とあるのは、「行わた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第164条 この規則の規定（第27条第1項（第119条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 前項の電磁的記録により行なわれた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行なわれたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。

（疑義に対する措置）

第165条 この規則の適用に関する疑義は、議長が決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。

備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。

[新設]

（疑義に対する措置）  
第163条 この規則の適用に関する疑義は、議長がこれを決する。ただし、異議があるときは、会議に諮り決する。

#### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

